

和歌山工業高等専門学校メディアセンター規則

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第10条第2項の規定に基づき、メディアセンターの設置並びに組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）にメディアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第3条 センターは、本校における教育・研究に資するため、広く学術情報等を収集・管理し、本校の教職員及び学生に対してその情報を提供するとともに情報教育の場を提供することを目的とする。

(施設)

第4条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- 一 図書館
- 二 情報管理室事務室
- 三 ICT ルーム
- 四 ラーニングラボ
- 五 セミナー室
- 六 IT 会議室

2 施設の利用に関する規則は別に定める。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、教授のうちから校長が指名する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置き、センター長が指名する。

2 副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所管委員会)

第7条 第4条の各号に掲げる施設に係る管理運営に関する事項を審議するため、センターの下に次に掲げる組織を置く。

- 一 図書委員会
- 二 情報管理室

2 前項の各号に掲げる組織に関する規則は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、前条の各組織に関する規則中において定める。

(雑則)

第9条 図書館に関する規則は、別に定める。

第10条 この規則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。